

大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第 5 号

大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則（平成 27 年大阪広域水道企業団規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（庶務） 第 9 条 委員会の庶務は、<u>総務部財務課</u>において行う。	（庶務） 第 9 条 委員会の庶務は、<u>経営管理部財務課</u>において行う。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。